

新規苦情等事案1件及び委員意見1件の検討結果について

	No.	局所	苦情等件名	検討結果
苦情	1	関東	<p>タクシー営業の認可を受け営業しているが、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年法律第64号、21年10月1日施行)により、東京運輸支局から減車を求められている。</p> <p>関東運輸局では、減車基準日を「特定特別監視地域」に指定した平成20年7月11日としているが、公平性の観点等から、基準日は23年5月の時点で行ってほしい。</p>	<p>本件については、根本的には国の政策に関わる問題であること、また、地域の個別事情に係る問題でもあること等から、特段のあっせん等は行わないこととし、審議を終了した。</p>
意見	2	長野	<p>糖尿病で近くの診療所にかかった際、以前かかっていた病院より医療費が高かったため、医療費の明細書を確認したところ、「特定疾患療養管理料」が加算されていたためであり、診療所に説明を求めたが、病院の規模によって料金が異なるなど納得できる説明がでなかったため、同管理料について見直してほしい。</p>	<p>本件については、「特定疾患療養管理料」のみを捉えて検討するのではなく、医療に係る診療報酬全体の中で考えるべき事項であるので、本省に報告することとされ、審議を終了した。</p>

(注) 平成23年3月11日～6月20日の局所の総受付件数は5,862件、行政相談委員意見は8件である。